



- エストニアに学ぶ組織や社会の変革
- 遺言制度に関する見直し～法律改正のおしらせ～
- 住宅ローン減税の改正～住宅購入は2020年までに～
- 医療法人の事業承継を考える

エストニアに学ぶ組織や社会の変革

現金からデジタルマネーへの移行の動きが加速していますが、その一方で行政などの手続きの電子化は進捗が遅れています。行政手続きの100%オンライン化を目指すデジタル手続法案が自民党の部会で了承され期待されましたが、ハンコ業界等の猛反発で提出に至っていません。まずは、法人設立において印鑑の届出を無くするというレベルだったのですが残念です。ハンコの起源はメソポタミア文明ですが、現在も使用している国という日本他には韓国と台湾だけになっています。ハンコや書類を100%オンライン化というのは不可能なのでしょうか。

この難題をクリアした国として有名なのがバルト三国のエストニアです。「Skype」を生んだ国として有名です。面積は九州と同じくらいで人口は約133万人です。長野県の約3分の2に過ぎない小国だから実現できたという識者もいます。しかし、その変革プロセスから学べる事はたくさんあると思います。

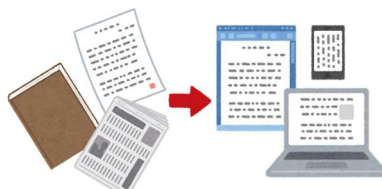
エストニアは、ソ連から独立したのですが、特に資源があるわけではない貧しい国でした。ただ、ソ連の情報技術の拠点だったため人材がいました。1996年、まだパソコンが給料の3倍はする時代に、すべての学校にパソコンなどのIT機器を導入し、IT教育に力を注ぎました。子供がなりた職業ランキングの上位がIT技術者であり、学校でドローンやブロックチェーン、3Dプリンティング、サイバーセキュリティ技術を教えているのだそうです。我が国でも小学校でプログラミング教育が必修化する流れですが、その何歩も先を進んでいます。

行政手続きについては、データベースで一元管理するのではなく、エクスロードという情報を繋げるハイウェイを整備し、プライバシーやハッキングの問題への対処をしています。1秒ごとに誰が自分の情報にアクセスしたのか通知される仕組みです。ビットコインなどの電子マネーで有名になったブロックチェーンの技術の活用で実現しました。出生届や死亡届などの手続きが24時間365日オンラインでできます。確定申告ももちろん電子申告ですし、添付書類も自分のIDカードがあれば、本人確認だけでなく必要な添付書類も取りに行く必要もありません。引越や学校の入学手続きも電子です。驚くのは、民間の情報と行政の情報をエクスロードを通して連動させている事です。銀行や学校の手続きで住所などの変更があれば横並びで修正されます。役所などの人件費削減や利用者の利便性向上には、計り知れない効果があります。例えば徴税コストで比較すると、1万円の税金を徴収するのに我が国では174円かかっていますが、エストニアでは40円であり4分の1以下で済んでいます。

我が国でもマイナンバーがありますが、カードの発行は10%程度と低迷しています。エストニアですと、マイナンバーが免許証や銀行のカードとして利用できるなど、様々な利便性があり活用されています。プライバシーに対する考え方や利用の仕方を、本人がコントロールできるようにし、本人の利便性のみならず社会資本の維持コストも低減していく事に貢献させたら？と思考転換する必要があるのかも思われます。

その電子化が進むエストニアにおいても、あえて文書にしている手続きもあるのだそうです。一つは不動産取引。金額が高価ですし重大な判断が伴うから安易にクリックで決めてほしくないという理由からでしょうか。もう一つは、結婚や離婚の手続きです。これも判断が正しいか、よく吟味して出してくださいという理由のようです。

行政も自分の率いる組織も先端技術を活用して電子化を活用した働き方改革を目指す必要があると感じました。



成迫 升敏

遺言制度に関する見直し～法律改正のおしらせ～

2018年7月6日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、同月13日に公布がされました。今年に入り、徐々に施行を始めています。今回はこれらの改正の中から、『遺言制度に関する見直し』について法律の改正を2つご紹介します。

自筆証書遺言の方式緩和(新民法968条関係)2019年1月13日施行

これまでの民法は、自筆証書遺言は「全文自署」であることが要件でした。よって、ワープロ、パソコン等で自らが財産目録を作成することや、税理士などが作成した財産書面を利用することはできず、一言一句間違えずに手書きで仕上げなければなりませんでした。

2019年1月13日以降からは、**自署によらない財産目録を添付することができる**ようになります。別紙については下のイラストのような別紙目録だけでなく、通帳のコピーや不動産の全部事項証明書(=登記簿謄本)などを利用することもできます。注意点としては、『遺言書本文』は今まで通り『自署』であること、別紙目録については、『全てのページに署名押印』が必要です。

遺言書	別紙目録
<p>第一条 私、田中太郎は、私が所有する別紙目録1及び2の不動産を、私の長男田中一郎に、別紙目録3及び4の不動産を、私の次男田中次郎に相続させる。</p> <p>平成31年3月10日</p> <p>長野県松本市巾上9-9</p> <p>田中太郎 (田中)</p>	<p>1 土地 所在：松本市中条 地番：111番 地目：宅地 地積：500㎡</p> <p>2 建物 所在：松本市中条111番地 家屋番号：111番 種類：居宅 構造：木造瓦葺平家建 床面積：120㎡</p> <p>田中太郎 (田中)</p>

法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法)2020年7月10日施行

遺言公正証書は、公証役場で原本が保管され、電磁的記録化による保存もされています。しかし自筆証書遺言については、保管をしてくれる公的な場がなかったため、遺言者の亡き後、遺言書があることを誰も知らなかったり見つからなかったりすることがありました。また、自宅にしまっておいた自筆証書遺言が自分以外の者に見つかることにより、偽造や変造、破棄等の心配もありました。

改正により2020年7月10日以降は、**作成した自筆証書遺言を法務局にある遺言書保管所へ持ち寄り、保管申請を行うことができる**ようになります。保管と同時に遺言書の画像データ化がされます。遺言者の死亡後、相続人や受遺者らは、全国にある法務局にて遺言書が保管されているかどうかの確認や、遺言書写しの交付を請求することができます。法務局では、相続人の1人からこれらの請求があると、他の相続人全員に遺言書を保管している旨を通知します。

この制度により、大切な自筆証書遺言が紛失や破棄、存在自体がわからなくなることがなく、確実に相続人の手に届くようになります。また、この制度を利用した自筆証書遺言の場合には、家庭裁判所での「検認」の手続きも不要となります。

最後に

これらの民法改正により、今まで以上に遺言書を作成する方が増え、自筆証書遺言を作成しようと思う方も増えることが予想されます。しかし、自筆証書遺言が上記のように緩和され、のように保管がされることになっても、書き方に不備があれば今まで通り無効な遺言となってしまいます。遺言書は、法律に則って書いていなければ有効になりません。大切な財産を大切な方へ届けるための遺言、間違えのない、不備のない遺言に仕上げましょう。遺言書作成をご検討中の方はお気軽にお問い合わせ下さい。

清水 あゆ子

住宅ローン減税の改正～住宅購入は 2020 年までに～

2019 年度の税制改正の内容の中でも、これからマイホームの購入を検討されている方や、お子がいいらっしゃる方には大きな影響がある、住宅ローン減税の改正内容についてご紹介します。

改正の内容は？

現在の住宅ローン控除は、マイホームを購入した際の借入金残高 1% に相当する額が、所得税、住民税から 10 年間控除されます。今回の改正では、消費税増税分を補う措置として **2019 年 10 月から 2020 年 12 月までの間に住宅を購入して住み始めた場合、その税額控除期間が 3 年間延長される** こととなりました。



税額控除の計算方法

一般住宅の場合、マイホーム購入から 10 年間は従来通り年末借入金残高の 1% に相当する額 (最高 40 万円) が控除されます。残り 3 年間の延長期間については、住宅購入価格の 2% を 3 等分した額か、年末借入金残高の 1% を比較して少ない方の額が控除されます。

実際の控除額の違いは？

消費税増税後の住宅取得価格を税込 3,000 万円とし (土地購入価格は消費税が非課税のため、加味しておりません) 住宅ローン 3,000 万円、返済期間 30 年、元金均等返済の場合で計算してみます。この条件で 10 年間の税額控除は約 245 万円なのに対し、13 年間の控除額は約 299 万円と、差額は 54 万円になります。これは消費税が 2% 上がる分に相当します。

最後に

今回の改正は、消費税が 8% から 10% に上がることへの対応として行われます。しかし、2020 年 12 月までに購入して住み始めた住宅がこの制度の対象となっていますので、マイホーム購入を検討されている方は、ご注意ください。また、住宅購入の際に申請することで受け取ることができる「住まい給付金」も消費税の増税を受け、年収要件が拡大され給付額上限も増えます。消費税率が 8% と 10% の時との比較を下図にまとめましたので、近々住宅購入を検討されている方はご確認ください。



		従 来	改 正
住宅ローン控除 (一般的な性能の住宅)	消費税率	8%	10%
	控除期間	10 年	13 年
	控除額	年末借入金残高 × 1% (最高 40 万円)	1 年～10 年目 借入金年末残高 × 1% (最高 40 万円) 11 年～13 年目 「借入金年末残高 × 1%」 「建物価格の 2% ÷ 3」の いずれか少ない方の金額 (最高 40 万円)
すまい給付金	対 象	年収 510 万円以下	年収 775 万円以下
	給付額	最大 30 万円	最大 50 万円

前田 圭介

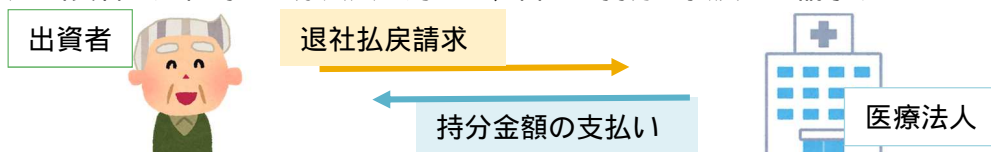
医療法人の事業承継を考える

厚生労働省の「平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、診療所医師の平均年齢は 59.6 歳で診療所医師の高齢化が急速に進んでいます。さらに帝国データバンクが 2015 年に公表した「医療機関の休廃業・解散動向調査」では、診療所の休廃業・解散の数が 2007 年から 2014 年にかけて 3 倍以上に増加しています。医療法人の事業承継を真剣に考える時期に来ていると考えられます。

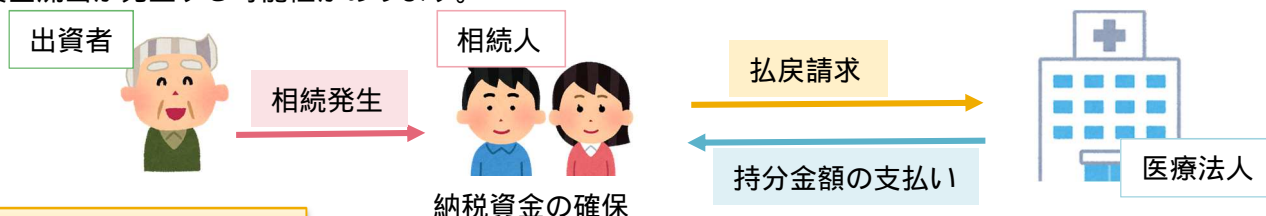
現在社団医療法人には、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」の 2 つの形態があり、約 8 割が「出資持分のある医療法人」です。今回は事業承継における「出資持分のある医療法人」が抱えるリスクについて確認していきます。

1. 持分の払戻請求権

医療法人の出資者は退社時に医療法人に対して、自己の持分の払戻しを請求することができます。



例えば、出資者が死亡し相続が発生した場合は、相続人による払戻請求が発生し、医療法人に思わぬ資金流出が発生する可能性があります。

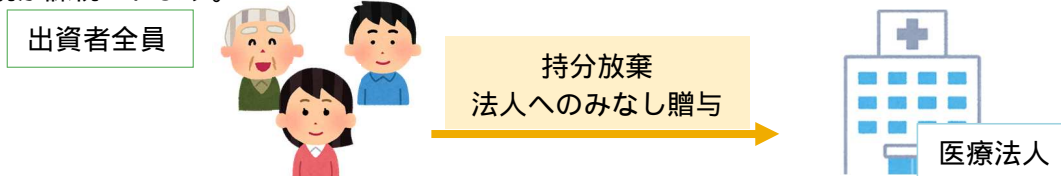


2. 出資者持分の放棄

出資金の評価額が高額になり相続税を避けるために特定の出資者だけが持分を放棄した場合は、他の出資者に対するみなし贈与になり、多額の贈与税が発生することになります。



また、医療法人の出資者全員が持分を放棄した場合は、医療法人を個人とみなして、医療法人に対して贈与税が課税されます。



診療所を開設している医療法人はほとんどが一人医師医療法人です。一人医師医療法人の事業承継では後継者が必ず医師である必要があります。医師である後継者がいる場合は、後継者や他の相続人に何を承継していきたくかを決めた上で、事業承継の対策を考える必要があります。医師である後継者がいない場合は M&A 等を検討していく必要があります。医療機関の事業承継は個人の問題だけでなく、地域医療を未来へ残す重要な役割を担っています。医療法人の事業承継をお考えの方は担当者までお声掛けください。

生田 宏明 (以上)



お知らせ

4月27日(土)から5月6日(月)までゴールデンウィーク休業とさせていただきます。
ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

